平成31年

第1回市議会定例会 議案第45号 函館市港湾施設管理条例の一部改正について 函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。 平成31年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市港湾施設管理条例の一部を改正する条例 函館市港湾施設管理条例(平成12年函館市条例第38号)の一部を 次のように改正する。

別表第1 1 岸壁・けい船くい使用料の項中「226円80銭」を 「231円」に、「453円60銭」を「462円」に、「9円7銭」 を「9円24銭」に、「302円40銭」を「308円」に、「604 $\Pi 8 0 銭」を「6 1 6 \Pi」に、「1 2 \Pi 9 銭」を「1 2 \Pi 3 2 銭」に、$ 「151円20銭」を「154円」に、「6円4銭」を「6円16銭」 に、「8円64銭」を「8円80銭」に、「270円」を「275円」 に、「3,240円」を「3,300円」に改め、同表 2 物揚場使 用料の項中「2,721円60銭」を「2,772円」に,「5,443 に、「140円40銭」を「143円」に、「270円」を「275円」 に、「453円60銭」を「462円」に、「8円64銭」を「8円80 銭」に、「3、240円」を「3、300円」に改め、同表 3 けい 船浮標使用料の項中「4,104円」を「4,180円」に,「8,316 円」を「8,470円」に、「12,420円」を「12,650円」 に,「14,472円」を「14,740円」に改め,同表 4 上屋 使用料の項中「10円80銭」を「11円」に、「12円96銭」を「 13円20銭」に、「378円」を「385円」に改め、同表 5 港 湾施設用地使用料の項中「2円5銭」を「2円9銭」に、「1円72銭」 を「1円76銭」に、「3円67銭」を「3円74銭」に、「3円34

銭」を「3円41銭」に、「61円56銭」を「62円70銭」に、「 48円60銭」を「49円50銭」に、「3円7銭」を「3円13銭」 に、「2円59銭」を「2円64銭」に、「5円50銭」を「5円61 銭」に、「5円2銭」を「5円11銭」に、「92円34銭」を「94 円5銭」に、「72円90銭」を「74円25銭」に改め、同表 船舶給水施設使用料の項中「1,944円」を「1,980円」に、「 388円80銭」を「396円」に、「22,032円」を「22,440 円」に、「734円40銭」を「748円」に、「27、540円」を 「28,050円」に、「918円」を「935円」に改め、同表 可動橋施設使用料の項中「1円91銭」を「1円94銭」に改め、同 表 8 移動式荷役機械使用料の項中「41,143円」を「41,905 円」に、「20, 571円」を「20, 952円」に、「5, 142円」 を 「5, 238円」に、「2, 571円」を「2, 619円」に改め、同表 9 冷凍コンテナ用電気供給施設使用料の項中「133円」を「 136円」に改め、同表 10 公共空地占用料の項中「2円16銭」 を「2円20銭」に、「6円48銭」を「6円60銭」に改め、同表 11 水域占用料の項中「2円97銭」を「3円2銭」に、「1円43 銭」を「1円46銭」に、「8円91銭」を「9円7銭」に改め、同表 12 土砂採取料の項中「60円48銭」を「61円60銭」に改め る。

別表第2 1 物揚場使用料の項中「864円」を「880円」に、「1,440円」を「1,467円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,777円」を「2,829円」に、「5,246円」を「5,343円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「8,537円」を「8,695円」に、「10,492円」を「10,686円」に、「13,475円」を「13,724円」に、「16,458円」を「16,762円」に、「2,880円」を「2,933円」に、「2,366円」を「2,410円」に、「4,114円」を「4,191円」に、「5,965円」を「6,076円」に、「7,406円」を「7,543円」に、「13,782円」を「14,038円」に、「7,406円」を「7,543円」に、「13,782円」を「14,038円」に、

「17,795円」を「18,124円」に,「22,629円」を「 23, 048円」に、「28, 080円」を「28, 600円」に、「 36,412円」を「37,086円」に、「44,640円」を「 45,467円」に、「8,229円」を「8,382円」に、「 6, 995円」を「7, 124円」に, 「10, 285円」を「10, 476円」に、「13, 166円」を「13, 410円」に、「23, 966円」を「24, 410円」に、「30, 960円」を「31, 533円」 に、[39, 188 円]を[39, 914 円]に、[48, 754 円]を「49,657円」に、「63,360円」を「64,533円」に、 「77,966円」を「79,410円」に、「14,605円」を「 14,876円」に、「5,760円」を「5,867円」に、「 9,874円」を「10,057円」に、「14,503円」を「 14, 771円」に、「18, 206円」を「18, 543円」に、「 33,222円」を「33,838円」に、「42,789円」を「 43,582円」に、「54,103円」を「55,105円」に、「 67,680円」を「68,933円」に、「88,252円」を「 89, 886円」に、「108, 720円」を「110, 733円」に、 「20,469円」を「20,848円」に、「6,377円」を「 6,495円」に、「11,006円」を「11,210円」に、「 15,942円」を「16,238円」に,「20,160円」を「 20,533円」に、「37,028円」を「37,714円」に、「 47,726円」を「48,610円」に、「60,172円」を「 61,286円」に、「75,189円」を「76,582円」に、「 97,611円」を「99,419円」に、「120,138円」を「 122, 362円」に、「22, 422円」を「22, 838円」に、 「30円86銭」を「31円43銭」に改め、同表 2 船揚場使用料 の項中「1円3銭」を「1円5銭」に、「2円6銭」を「2円10銭」 港湾施設用地使用料の項中「72円」を「73円33 に改め、同表 3 銭」に改め、同表 4 公共空地占用料の項中「2円16銭」を「2円 20銭」に、「6円48銭」を「6円60銭」に改め、同表 5 水域

占用料の項中「2円97銭」を「3円2銭」に,「1円43銭」を「1円46銭」に,「8円91銭」を「9円7銭」に改め,同表 6 土砂採取料の項中「60円48銭」を「61円60銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1および別表第2の規定は,次項に定めるものを除き,この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の港湾施設の使用,公共空地もしくは水域の占用または土砂の採取に係る使用料,占用料または土砂採取料および施行日以後の港湾施設の使用に係る利用料金の金額の範囲について適用し,施行日前の港湾施設の使用,公共空地もしくは水域の占用または土砂の採取に係る使用料,占用料または土砂採取料および施行日前の港湾施設の使用に係る利用料金の金額の範囲については,なお従前の例による。
- 3 施行日の前日から引き続き1日未満の時間単位(24時間単位を含む。)で使用料が定められている港湾施設および使用に係る利用料金の金額の範囲が定められている港湾施設の使用をしている者の当該使用に係る使用料および当該使用に係る利用料金の金額の範囲については、施行日以後最初に当該時間単位が終了するまでの間は、改正後の別表第1および別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税法等の一部改正に伴い,港湾施設の使用料ならびに公共空地等の占用料および土砂採取料ならびに市長が定める港湾施設の利用料金の 上限額について消費税等相当分を改定するため